

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」 団体交渉の申し入れを行う！！

1. これまで保線職場では、「メンテナンス体制の再構築」、及び「メンテナンス体制の改善」の施策を実施してきたが、施策の目的において、成果と現状認識を明らかにすること。
2. 線路設備モニタリング装置導入による生産性向上の考え方、及び保線社員に求める具体的技術を明らかにすること。
3. 各線区に導入する線路設備モニタリング装置の本運用については、試行・検証・必要な改善を行った上で本実施とし、鉄道輸送の安全と線路の保守業務に支障が出ないようにすること。また、想定された結果が得られない場合は、導入時期を見直すこと。
4. 線路設備モニタリング装置を活用することで、徒歩による線路巡視の周期を延伸するとした根拠を明らかにし、徒歩巡視でしか確認出来ない項目の整理と確認方法を明確にすること。
5. 線路設備モニタリング装置の運用・点検については、財産管理箇所や保守委託箇所を明確にし、車両運用に影響がないようにすること。
6. 技術支援体制の再整理で新たに配置される保線技術グループについて、現在の技術教育科との違いを明確にし、技術専任役やエルダー社員等の技術、技能に精通した社員を配置すること。
7. 今施策においてレール溶接資格認定に関わる業務体制が見直されるが、JR本体における今後のレール溶接技術の考え方について明らかにすること。
8. 今施策実施にあたり、標準数の変更を行う根拠を明確にし、標準数の変更にあたっては試行結果を十分に踏まえ、効率的な業務執行体制を確立した上で行うこと。
9. 今施策実施に伴い、問題が生じた場合は直ちに労使で協議を行い、問題を解消すること。

安全を大前提に、技術継承が確実にできる職場をつくろう！



施策に真摯に向き合い、鋭意団体交渉に臨んでいきます！